

第8章 環境影響評価方法書についての意見と都市計画決定権者の見解

8.1 方法書について意見を有する者の意見の概要及びそれに対する都市計画決定権者の見解

環境影響評価法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される同法第八条に基づく環境影響評価方法書についての一般の環境の保全の見地からの意見（方法書縦覧期間中に提出された意見）は1通でした。意見の概要と都市計画決定権者の見解を表8.1-1に示します。

表8.1-1 方法書について一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境要素	一般の環境の保全の見地からの意見の概要	見解
動物	<p>一般国道 127 号富津館山道路環境影響評価事業について、下記の詳細な調査及び保全措置を求めます。</p> <p>(1)ハチクマ（5月～8月）、オオタカ（2月～7月）、サシバ（3月～7月）のそれぞれに適した生息・繁殖状況調査の実施（2営巣期以上）</p> <p>(2)特に、サシバの各つがいの個体識別および行動圏（営巣中心域、高利用域）の把握</p> <p>(3)工事実施中および完了後のモニタリング調査も見据えた保全措置</p>	<p>・準備書の 10.10-8 頁及び 10.10-9 頁に示すとおり 2 営巣期以上の猛禽類調査を実施しました。重要な猛禽類については 10.10-87 頁以降に示すとおり営巣ペアの行動圏を把握しました。また、現地調査結果に基づき 10.10-242 頁以降に示すとおり環境保全措置及び事後調査の計画を記載しました。</p>

8.2 方法書について千葉県知事の意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解

環境影響評価法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される同法第十条第一項に基づき、令和4年6月13日に環境保全の見地からの千葉県知事の意見が通知されました。環境影響評価方法書についての千葉県知事の意見と都市計画決定権者の見解を表8.2-1に示します。

表8.2-1(1) 方法書について千葉県知事意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	千葉県知事からの意見の概要	都市計画決定権者の見解
全般的事項	<ul style="list-style-type: none"> ・詳細な道路の位置及び構造を検討するに当たっては、本事業の実施による環境への負荷をできる限り回避又は低減する計画とし、準備書では、それらの検討の内容及び結果を明らかにすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、詳細な道路の位置及び構造を検討するに当たっては、環境への負荷をできる限り回避又は低減するよう努めます。 ・準備書では、環境影響評価に必要な道路の位置及び構造を3-7頁に示しました。また、今後、計画・設計に資する環境への負荷をできる限り回避又は低減するための環境保全措置の検討の内容を3-22頁以降に示すとともに、第10章では環境影響評価項目ごとに環境保全措置を記載しました。
	<ul style="list-style-type: none"> ・「建設リサイクル推進計画2020」における達成基準値等の目標を踏まえ、廃棄物について、可能な限りの発生抑制、発生する廃棄物の減量化及び再資源化が図られるよう配慮すること。また、建設発生土について、場内利用を進めるとともに、工事間流用により一層の有効利用を図ること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の実施に当たっては、「建設リサイクル推進計画2020」における達成基準値等の目標を踏まえ、廃棄物について、可能な限りの発生抑制、発生する廃棄物の減量化及び再資源化が図られるよう配慮します。 ・建設発生土について、場内利用を進めるとともに、工事間流用により一層の有効利用を図るよう努めます。
	<ul style="list-style-type: none"> ・各環境影響評価項目における調査及び予測地点並びに予測手法等について、道路の位置・構造、計画交通量並びに工事計画等を踏まえ、適切に設定又は選定するとともに、その理由を明らかにすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・準備書では、各環境影響評価項目における調査及び予測地点並びに予測について、道路の位置・構造、計画交通量並びに工事計画等を踏まえて実施し、それらの内容及び結果を第10章に記載しました。
	<ul style="list-style-type: none"> ・環境影響評価の実施に当たっては、既存道路の存在に伴う影響も踏まえ、最新の知見を基に、調査、予測及び評価をできる限り定量的に行い、その結果を踏まえて環境保全措置を講ずることにより、影響をできる限り回避又は低減すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・準備書では、既存道路の存在に伴う影響も踏まえ、最新の知見を基に、調査、予測及び評価をできる限り定量的に行い、その結果を第10章に記載しました。 ・本事業の実施に当たっては、環境影響評価の結果を踏まえて環境保全措置を講ずることにより、影響をできる限り回避又は低減するよう努めます。

表8.2-1 (2) 方法書について千葉県知事意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	千葉県知事からの意見の概要	都市計画決定権者の見解
大気質、騒音、振動、低周波音	<ul style="list-style-type: none"> 事業の実施に伴う周辺道路の交通量及び交通流の変化を適切に設定し、環境影響評価を実施すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 準備書では、大気質、騒音、振動及び低周波音について、事業の実施に伴う交通量及び交通流の変化を適切に踏まえ、環境影響評価を行い、その結果を第10章に記載しました。
	<ul style="list-style-type: none"> 供用時の予測対象時期について、計画交通量の発生が見込まれる時期としているが、地域の自動車走行台キロが最大になると推計される時期なども踏まえ、適切に設定すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 準備書では、供用時の予測対象時期について、「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（国土技術政策総合研究所資料No.714）の記載を踏まえて設定しており、10.1-34頁に示す富津館山道路が4車線化して全線供用されることが見込まれる令和22年度将来交通量としました。
	<ul style="list-style-type: none"> 供用時の予測について、道路構造（盛土、切土、高架、トンネル、インターチェンジ等）ごとの影響が適切に反映できる手法を選定するとともに、周辺の住居等の高さも考慮すること。また、採用した予測式、パラメータ、バックグラウンド値等の妥当性を明らかにすること。 	<ul style="list-style-type: none"> 準備書では、供用時の予測について、道路構造（盛土、切土、高架、トンネル、インターチェンジ等）ごとの影響が適切に反映できる手法を選定するとともに、周辺の住居等の高さも考慮しながら設定し、採用した予測式、パラメータ、バックグラウンド値等について第10章に記載しました。
	<ul style="list-style-type: none"> 工事の実施に係る大気質、騒音及び振動について、工事工程ごとの建設機械や運搬に用いる車両の運行台数を明らかにし、予測対象とする環境影響が最大となる時期を適切に設定すること。その上で、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質について、環境影響評価項目の選定を検討すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 準備書では、工事の実施に係る大気質（粉じん等）、騒音及び振動については、土工事等による環境影響への配慮が必要と考えられる場所を10.1-59頁に示すとおり抽出し、その区間における工事内容から10.1-63頁以降に示すとおり影響の大きい工種を対象として予測を行いました。運搬に用いる車両については、10.1-75頁に示す想定する最大の台数をもとに予測を行いました。 工事の実施に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質については、「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（国土技術政策総合研究所資料No.714）の記載を踏まえ、当該地域は現況濃度が環境基準を超過している等高い場合に該当しないので、選定しません。ただし、本事業の実施に当たって、工事の実施に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響への配慮に努めます。
水質	<ul style="list-style-type: none"> 工事の実施に係る水質について、コンクリート打設工事等を実施する場合、アルカリ排水による周辺水域への影響が懸念されるため、水素イオン濃度を環境影響評価項目として選定すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 本事業の実施に当たっては、工事の実施に伴い発生する排水は法令に則り処理を行います。 準備書では、10.5-15頁等に示すとおり環境保全への配慮事項として、工事中の排水等による周辺水域への影響に配慮することを記載しました。

表8.2-1 (3) 方法書について千葉県知事意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	千葉県知事からの意見の概要	都市計画決定権者の見解
動物、植物、生態系	<ul style="list-style-type: none"> 動物に係る現地調査について、既存資料で事業区域及びその周囲で生息が確認された重要な種の生息状況を適切に把握できるよう、調査時期、調査ルート、調査地点及び調査手法等を設定すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 準備書では、動物に係る現地調査について、既存資料で事業区域及びその周囲で生息が確認された4.1-40頁以降に示す重要な種の生息状況を適切に把握できるよう、10.10-1頁以降に示すとおり調査時期、調査ルート、調査地点及び調査手法等を設定して調査を行いました。
	<ul style="list-style-type: none"> 動物及び生態系について、特に道路による個体群の分断、行動圏の縮小及びロードキル(道路上で起こる野生動物の死亡事故)に留意した上で適切に注目種を選定するとともに、予測及び評価すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 準備書では、動物及び生態系について、道路による個体群の分断、行動圏の縮小及びロードキル等を総合的に勘案しながら、10.12-8頁以降等に示すとおり注目種を選定し、10.12-15頁以降等に示すとおり予測及び評価、並びに環境保全措置を策定しました。
	<ul style="list-style-type: none"> 植物に係る現地調査について、既存資料で事業区域及びその周囲で生育が確認された重要な種の生育状況を適切に把握できるよう、調査時期、調査ルート等を設定すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 準備書では、植物に係る現地調査について、事業区域及びその周囲で生育が確認された4.1-61頁以降に示す重要な種の生育状況を適切に把握できるよう、10.11-1頁以降に示すとおり調査時期、調査ルート等を設定して調査を行いました。
景観	<ul style="list-style-type: none"> 南房総国定公園及び県立富山自然公園からの眺望景観について、この地域では優れた自然景観が保全されていることを踏まえ、人工物の質的及び量的変化、スカイラインの状況等を把握するなど、鋸山、富士山、東京湾及び植生景観等の眺望景観への影響を適切に調査、予測及び評価すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 準備書では、10.13-3頁に示すとおり南房総国定公園及び県立富山自然公園からの眺望景観を把握するための調査地点を設けました。また、10.13-15頁以降に示すとおり人工物の質的及び量的変化、スカイラインの状況等を把握するなど、鋸山、富士山、東京湾及び植生景観等の眺望景観への影響を適切に調査、予測及び評価しました。
廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物について、発生の抑制及び再生利用を進めるため、発生量の少ない工法の選定や、より広範に再資源化施設の利用の検討を行った上で、適切に予測及び評価すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 準備書では、廃棄物に係る予測及び評価については、発生量の少ない工法の選定や、より広範に再資源化施設の利用を検討しながら行いました。
	<ul style="list-style-type: none"> 建設発生土について、切土量、盛土量のバランスをとる等、具体的な場内利用の検討結果を明らかにした上で、適切に予測及び評価すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 準備書では、10.15-3頁に示すとおり建設発生土の場内利用の量を計上して予測及び評価を行いました。
	<ul style="list-style-type: none"> 事業区域の大部分は森林であり、工事の実施に伴い多量に伐開・除根を行うことが予想されることから、建設発生木材についても適切に調査、予測及び評価すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 準備書では、資料編第9章において建設発生木材の量を計上し、10.15-3頁以降に示すとおり予測及び評価を行いました。